

災害援護資金の貸付

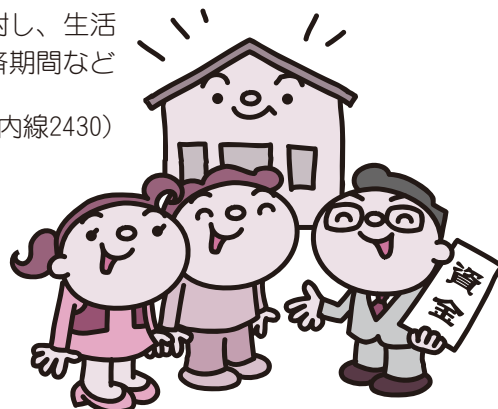
東日本大震災により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対し、生活の再建に必要な資金をお貸しします。特例により、貸付利率、返済期間などの条件が緩和されました。

申問 社会福祉課 (☎826-1111 内線2430)

貸付条件

対 象	貸付限度額	
	①	②
住居の全壊(滅失を除く)	250万円	350万円
住居の半壊	170万円	270万円
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円
世帯主の負傷	—	150万円
住居の全体の滅失	350万円	—

※①世帯主に1か月以上の負傷がない場合
 ※②世帯主に1か月以上の負傷がある場合



所得制限／

世帯人数	市民税における前年の総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円

※5人以上
 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。
 ただし、住居が滅失した場合は1270万円とします。

貸付利率／保証人なし…年1.5%(据置期間中は無利子)
 保証人あり…無利子

据置期間／6年

償還期間／13年以内(据置期間含む)

申込方法／社会福祉課窓口で

※り災証明書、はんこ、写真などが必要です。
 詳しくは、お問い合わせください。

介護支援ボランティア制度への参加者を募集します

この制度は、65歳以上の高齢者が、介護支援ボランティア活動により、社会貢献することを奨励および支援し、社会参加活動を通して高齢者自身の介護予防を目指します。

また、ボランティア活動実績に応じて、評価ポイントが得られ、そのポイントを換金し交付金として受け取ることができます。(評価ポイントの申請によって、翌年度に最大5000円の交付金が受けられます)

申問 高齢福祉課高齢相談係
 (☎826-1111 内線2455、2478)

参加できる方／市内に住民登録のある65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)で、介護保険料の未納がない方
 ※市への登録後、研修を受けていただきます。詳しくは、お問い合わせください。

活動時期／研修終了後から

活動場所／市が指定する市内の特別養護老人ホーム

活動内容／レクリエーションなどの指導や話し相手、歌や踊りなど芸能披露、移動の補助などの軽微で補助的な活動

申込方法／高齢福祉課へ直接

介護支援ボランティア制度の流れ

土浦市
 (高齢福祉課)



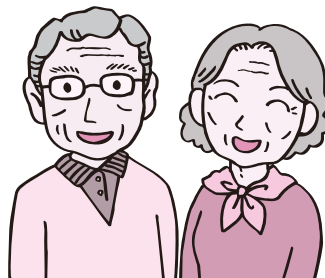
①介護支援ボランティア登録

②活動先紹介手帳交付

⑤評価ポイント申請

⑥評価ポイント付与交付金

介護支援
 ボランティア



③介護支援ボランティア活動

④スタンプ押印

介護支援
 ボランティア
 実施先
 (介護施設)

